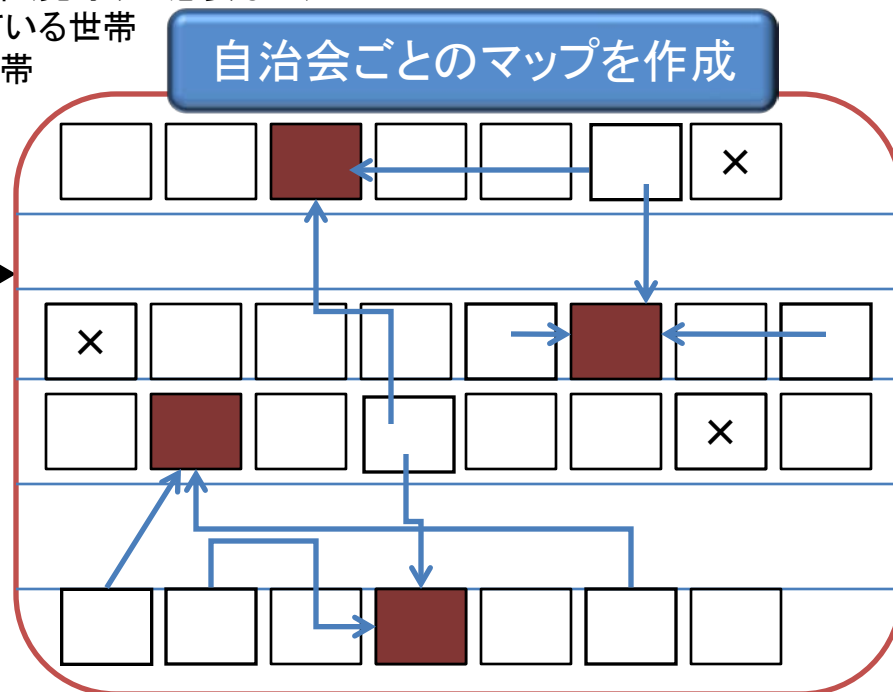


## 原則1 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する

春日市では、地域支えあいマップを活用し、対象者の把握とニーズへの対応を行います。

- ①自治会ごとに世帯名が見える程度に拡大した住宅地図(以下マップという。)を用いて、住民の方々の把握されている情報をもとに、見守りが必要な人をマップに記入。未把握の人も同時に把握。
- ②見守りが必要な人に対して誰が見守りをしているのかを矢印を用いてマップに記入。
- ③見守りが必要であるのに、支援の手が差し伸べられてない人を見つけた場合、自治会・民生委員・社会福祉協議会が訪問し、ニーズ調査を行い、本人の同意を得て見守り体制を確認する。
- ④未把握の人に対して、社会福祉協議会・民生委員・自治会が協力して把握を行う。
- ⑤継続的な見守り活動によるニーズ把握を行う。
- ⑥①～⑤の作業を繰り返しマップの更新を随時行う。
- ⑦関係者間(支援している人)で地図を共有する。

- ・・・気になる世帯(見守りが必要な人)
- ・・・見守りをしている世帯
- ×・・・未把握の世帯



## 原則2 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる

春日市では、自治会を中心としたご近所の助け合いで見守りを行います。

### 春日市の支援のかたち

包括支援センター  
社会福祉協議会  
市役所

民生委員

ご近所(向う三軒両隣)

本人

### 1 見守りの仕組みの強化

- ① 見守りが必要な人に対して、電気の消灯、新聞の受け取り等、ご近所の誰かがいつも見ているよう意識し、何か変化を察知したときに相談ができる体制をつくる。(支えあいマップにより確認)
- ② 個別の訪問を業務としている企業(郵便、新聞、電気、水道 etc)等からの見守り情報の収集。
- ③ 見守りが必要なのに本人に拒否がある場合、社協チーフ(専門員)が関わりながら、本人がどのような支援が必要なのか、どのような人から支援をしてもらいたいのかを調整し、地域から孤立しないようにマネージメントを行う。

### 2 体制整備(人員体制・業務体制)

- ① 見守りが行われている人が、ちょっとした支援(手紙が届いているが何のことか分からない、お米が重たくて持てないなど)が必要となったとき、見守りを行っているご近所で助け合いを行う(ご近所福祉)。
- ② 見守りが行われている人が、大きな支援が必要となった(悪質商法にひっかかっているようだなど、ご近所福祉ではまかないきれない)とき、民生委員に相談し、必要に応じて包括支援センター・社会福祉協議会・市役所に通報。関係機関が訪問して対応する。

### 3 買い物支援

生活応援のお店(地元商店等で一人暮らし高齢者等への宅配を行ってくれる店舗)をリスト化し、買物支援が必要な人たちへ随時対応してもらえる体制をつくる。(地元企業との連携)

春日市では、地域でのお金の循環のシステムをつくります

## 1 共同募金の活用

- ・ 歳末助け合い募金の配分の対象としての検討

## 2 寄付金の受け入れ

- ・ 社会福祉協議会による法人後見や、死後事務等の事業を通して、本人の意思を尊重した、遺贈・生前贈与などの寄付金の受け入れができる体制を整える

## 3 バザーやフリーマーケットの開催

- ・ 市のイベント時を活用し、PRを兼ねたバザーを行う
- ・ 『かすがフリーマーケット in 社協』を開催し、その収益金を充てる 高齢者宅にある不用品等をリサイクルする

## 支え合いマップづくりへの取組

### 平田台地区の取組

人口:2,691 世帯数:1,006  
65歳以上のみ世帯:145(内単独世帯55)

自治会関係者、民生委員へ  
支援台帳登録とマップづくり  
の説明会開催

回覧板で支援台帳登録者を募集

手上げ方式による  
応募は残念ながら  
1人だけ...

そこで、対象者把握のために...

自治会役員、民生委員で手分けして  
戸別訪問調査開始

要支援者 38人(18世帯)を  
把握し、支えあいマップを作成

今後は、顔合わせの食事会を公民館で開催し、  
いざという時だけではなく、普段からのご近所  
での支え合いを構築していく予定

その他の地区でも、地域  
差がありながらも取り組  
んでいます...